

欧州に見るシステミック・リスク管理への取り組み ～アウトソーシングに係るリスク～

「システミック・リスク」とは、金融システム上のひとつの部分的な損傷が、連鎖的に波及して、金融システム全体を混乱させたり麻痺させたりする危険をいう。近年の相次ぐ大手金融機関の破綻や自然災害・テロといった深刻な事態は、リスクが顕在化した際の金融市場へのインパクトの重大性を再認識させた。これらを教訓に、先進主要国では、市場参加者のリスク管理態勢の強化を目的に法整備を推進している。

中でも、金融機関からアウトソースを受けてビジネスを展開するサービサー¹に対しても、システミック・リスクを引き起こす要因になり得るとして、近年はその管理態勢が強化される傾向にある。本稿では、英国FSA(金融サービス機構)が策定するアウトソーシングに関する規制を紹介するとともに、欧州におけるシステミック・リスク管理の取り組みを概観する。

強化されるシステミック・リスク・アプローチ

システミック・リスクを引き起こす潜在的なリスク要因は多様にある。個別の金融機関の破綻や、オペレーショナルなミス、金融全体のインフラを支える支払・決済システムの機能不全といった危険は常に存在している。このようなリスクを回避するための策は、個社レベルと市場レベルの二つの観点から推進されている。

一つ目は、個別金融機関に内在するリスクから派生しうるシステミック・リスクの事前防止に向けた取り組みである。大手金融機関の不祥事や破綻が発端となるこの動きでは、金融機関の社会的責任やリスクテイクに見合う自己資本力と、企業が抱えるリスクを統合的に管理するための枠組みの整備が進められている。身近な例では、オペレーショナル・リスク(オペリスク)が自己資本規制²の枠組みに追加されたことが挙げられる。

二つ目は、システミック・リスクに耐えうる強固な金融インフラ整備を目指す取り組みである。2001年の米国同時テロを初め、2003年のSARSといった深刻な人的・物的被災以後、さらに対応が急がれている分野で、BCM(事業継続管理)態勢、BCP(事業継続計画)対策の具体化が世界的に行われている。

いずれにおいても、過去、その取り組みの焦点は金融機関のみに当てられており、彼等が利用する金融システムの中核を担うサービサーは、間接的に、金融機関を経由する形で監視がなされてきた。だが近年、そのようなサービサーの扱いについても当局が直接的に監督できる仕組みが必要であるとして、各国で注目されるようになってきている。その背景には、オフショアリングやアウトソーシングというビジネス形態の浸透と共に、当局の監視範囲から外れる金融機関業務が増加していること、近年の人的・物的被災でITの重要性和市場参加者間の相互依存性の高さが実証さ

¹ 業務やシステムを受託してサービス提供する業者のこと。アウトソーサー。

² EUでは、CRD指令(Capital Requirements Directive、施行日2007年1月1日)として導入されている。バーゼル規制の対象は国際的にビジネスを営む銀行に限定されているが、CRDでは銀行以外にも、証券会社やビルディングソサイエティ(住宅金融組合)などの投資サービスを第三者に提供する金融機関が規制対象に含まれる。

れたこと、等が挙げられる。金融機関と各国の監督当局が、アウトソーシングに伴うリスクを適切に評価・管理するための基本原則³を打ち出していることなどから、アウトソーシングに関する法整備が世界的に進展していることがわかる。共通して見られる動きとしては、委託する側がアウトソーシングを行う際に遵守すべき責務を強化するとともに、受託者であるサービスの責任強化と、そのようなアウトソーサーに対する監督当局の権限が拡大されていることである。

英国FSAの取り組み

システミック・リスク管理が強化される具体的な事例として、英国 FSA の活動を取り上げてみたい。FSA は、以前から、リスクを軸とする評価・監督手法と、金融機関の自主性を重んじる原則主義アプローチの先進性の高さで知られている。リスク評価にあたっては、「各金融機関に内在するリスク要因が顕在化した場合に、市場全体にあたるインパクトがどの程度重大性を持つか」を基点とする⁴。このため、各金融機関を取り巻く全てのリスク要因に対して当局のメスが入る。

FSA はアウトソーサーに潜むリスクについて、オペリスクとシステミック・リスクとの関連性の高さを認識した上で、アウトソーシングに係る規制⁵を設けている。2001年より、CRD / パーゼル II および MiFID⁶への対応の一環として、アウトソーシング規制の強化に向けた整備が段階的に行われてきた。その主な特徴は、これまで保険・銀行・証券の分野別に縦割りだったアウトソーシング規制が統一されたこと、金融機関が規制遵守上、特に重大と見做すコア業務のアウトソーシング (Material Outsourcing) の適用範囲が拡大され、FSA の直接的な監督が及ぶようになること、これに伴い、アウトソーサーに求められる責務を強化していること⁷、である。その結果、アウトソーサーには、契約上の取り決めを超えた、継続的なリスク管理体制の見直しと、改善策の導入が要請されるようになる。アウトソーシング規制では、業務の重要性 (Material, Non-Material) の特定は金融機関が自ら行い、法的責任も委託者に残ることが明確化される等、依然として金融機関の責任は大きい。しかし、監督当局の視野が金融機関からアウトソーサーへと広がり直接的な監督が及ぶ可能性が高まった⁸ことで、サービス側でも新たな対応の検討が必要となりつつある。

市場レベルでのシステミック・リスク管理では、英国金融当局 3 者⁹が、市場参加者 (取引所、清算・決済機関、民間金融機関等) と協働で推進する、緊急災害時における事業継続対策 (FSC: Financial Sector Continuity) への取り組みが挙げられる。同プロジェクトでは、リカバリー・サイトから、ハードウェア部品などのサプライヤーチェーンにいたるすべてのプレイヤーとの相互依存性の

³ 「Outsourcing in Financial Services」(ジョイント・フォーラム 2005年8月)、「Guidelines on Outsourcing」(CEBS 2006年12月)参照。

⁴ 「The FSA's Risk-Based Approach」参照 (<http://www.fsa.gov.uk/pubs/other/arrowguide.pdf>)。

⁵ FSA ハンドブック SYSC 8 “Outsourcing”参照 (<http://fsahandbook.info/FSA/html/handbook/SYSC/8>)。2006年11月に施行予定。

⁶ 本年11月1日に施行される投資サービス指令の改正法。主な目的は、投資家保護の強化と域内格差の是正による競争促進。アウトソーシング規制の強化も図る。詳細は、2005年4月号および2006年5月号の当該マンスリー・レポート参照のこと。

⁷ 受託業務に伴うリスクを適切に管理する (SYSC 8.1.8(3))、情報開示体制の強化 (SYSC 8.1.8(6))、FSA およびその他関連当局との協力体制の構築 (SYSC 8.1.8(8)) など。

⁸ 当該規制の対象は、英国内におさまらない。Material と見なされた業務については、FSA の効力が直接的に国外にも及ぶ。Non-Material の場合は、FSA の指導レベルで止まる。

⁹ 財務省 (HMT)、中央銀行 (BoE)、金融サービス機構 (FSA) の 3 者。

高さに着目した施策の検討が行われている。金融機関の個別の施策は重要であるが、金融システム全体での強度の確認も必要であったため、その抵抗力と回復力の確認を目的に、2005年に金融機関への調査が行われた¹⁰。この調査では、「金融セクターにおいて金融資産の流れをサポートする機能」を最重要と位置づけ、緊急災害時にも対応すべき優先順位の高い業務が定義された(下表参照)。金融機関がこれらの業務を継続・完了させるには、関連するシステムやオペレーションを提供するアウトソーサーの有効性が確保されていることが必須であり、彼等には金融機関同等の緊張感を持って自社のリスク管理に臨むことが期待されている。

(表) 重点的な対策が必要とされる優先業務

ホールセールペイメント(発信済みトランザクション)の完了
既存取引の決済
キャッシュフロー管理・資金流動性確保・リスクコントロール
新規取引継続とリスクコントロール
リテール顧客への対応(現金・決済など)

FSCを推進する金融3当局は、今年9月にも上記の調査を再度行う予定であり、その対象にはリカバリー・サイト(代替復旧施設)のサービサーも含まれる。一昨年のロンドン地下鉄爆破事件を受けて、当局では被災時の生命線となるリカバリー・サイトの地理的集中、受託業務のシェア等集中リスクを一層意識するようになった。関係者の間では、当面はリカバリー・サイトに携わるサービサーからの自主的な情報開示を当局は優先させるとしているが、今後は他のサービサーにおいても、システミック・リスク顕在時を意識した施策の検討、体制の充実が要請されるだろうと言われている。

本邦におけるシステミック・リスク管理

本邦におけるアウトソーサーの管理態勢を見ると、欧州同様の流れが存在する。2006年4月より、銀行や保険などの金融機関から業務を受託するアウトソーサーに対して、金融庁の直接的な監視、つまり立ち入り検査が可能となった。今夏からは、証券会社や証券取引所から業務を受託する業者も、金融庁の立ち入り検査対象となることを見込まれている。もちろん、英国FSAの考え方と同様に、これにより、委託者である金融機関に課せられる管理の責任の重さが変わるわけではない。それどころか、むしろ重くなると受け止められる。アウトソーサー側で不具合が指摘された場合、関連するサービスを受けていた金融機関の管理体制も問われることとなり、そのインパクトは大きいはずだ。今後は、より本腰を入れて自社のリスク管理態勢を整備するという活動が、金融機関に加えてアウトソーサーにも必須であり、金融市場でビジネスを行う者の義務になっていくものと考えられる。

本レポートは、日本証券業協会証券決済制度改革推進センターからの委託に基づき、(株)野村総合研究所金融ITイノベーション研究部が作成したものである。

¹⁰ 「Resilience Benchmarking Project」。システミックな影響の大きいインフラ・プロバイダーおよび金融機関等約60社を対象に、オンラインのベンチマーキングシステムを活用した調査を実施。